

会員工場 各位

(一社) 秋田県自動車整備振興



電子制御装置整備に係る整備主任者等資格取得講習 (実習、学科及び試問) の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、道路運送車両法の一部改正がなされたことにより、分解整備について、名称を「特定整備」に改めるとともに、施行規則等の一部改正により、電子制御装置整備の整備主任者選任の要件として必要となる、国土交通大臣の定める資格取得講習としての実習講習（主にエーミング作業に関する実習）、学科講習（特定整備に関わる法令等）及び試問（筆記試験）について、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

つきましては、受講を希望の受講者氏名等、所要事項を別添の「受講申込書」に記入のうえ、6月24日（金）までに、FAXにてお申込み下さい。

また、講習を受講する事前に所定の様式（下記8. 参照）の書類を作成し7月1日（金）までに振興会事務局へご提出ください。（郵送等または支部経由で事務局へご提出でも可。）

【注】過去に運輸支局が実施した「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」で、試問を修了された方（国土交通省の赤色の修了印が押印されている修了書が交付されている）及び一級整備士（一級二輪を除く）の方は、受講の必要がありません。

なお、講習当日は別紙に基づき新型コロナウイルス感染拡大を予防するための措置を講じてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 受講対象者

(1) 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下枠内に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者。

一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級自動車シャシ整備士、二級二輪自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

2. 開催日及び実施会場

令和4年7月12日（火）

職業訓練センター 秋田市向浜一丁目2-1 TEL:018-824-2548

(別紙 会場案内図参照)

(裏面に続く)

3. 講習日程

①午前の部 【実習講習から受講したい者。】

《注》デラー等の支局長認定機関で実習講習を修了した者及び令和2～3年度整備主任者技術研修を受講したものを除く。

- 9：00～9：30 午前の部受付（実習、学科及び試問を受講する者。）
9：30～12：30 電子制御装置整備に関する実習講習（エーミング作業等）

②午後の部 【学科講習及び試問から受講したい者。】

《注》デラー等の支局長認定機関で実習講習を修了した者及び令和2～3年度整備主任者技術研修を受講したもの。（午前の実習講習受講者含む。）

- 13：00～13：30 午後の部受付（学科及び試問を受講する者。）
13：30～15：00 電子制御装置整備に関する法令講習
15：10～15：20 試問諸注意
15：20～15：50 修了試問（※学科、実技の両方を受講済みの方へ試問実施）

4. 修了基準

試問の結果、正答率80%以上の者を講習修了者とし、後日、修了書を交付する。
※試問に不合格となった場合、一度だけ「再試問」を受けることができます。また、「再試問」も不合格となった場合、「学科」、「実習」とも再度受講する必要がありますのでご注意ください。

5. 講師 実習：（一社）秋田県自動車整備振興会 技術担当者
学科：東北運輸局秋田運輸支局 陸運技術専門官

6. 講習費用（税込）

受講の区分		研修費（資料含む）
午前の部から受講 （実習・学科・試問）	会員	4,300円
	非会員	7,100円
午後の部から受講（学科・試問）		1,600円

※今年度より資料を含む受講料を収受いたしますので、ご了承願います。

7. 携帯品 筆記用具

8. 書類作成について

講習を受講する事前に、以下の書類を振興会事務局へご提出ください。（郵送等または支部経由で事務局へご提出でも可。）記入方法及び提出期限等につきましては以下のとおりです。

（1）提出書類

- ①電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書（様式第1号）
- ②電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票（修了証）
※①、②は振興会HPよりダウンロードして下さい。 <http://www.jaspa-akita.or.jp/>
- ③二級の自動車整備士合格証書（写）又は事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（整備主任者選任届（写））
- ④実習受講証の写し（午後の学科から受講される方に限る。）
※「令和2～3年度整備主任者技術研修」受講者は不要です。

（2）記入方法・・・別紙「記入例・記入例2」のとおり

新型コロナウイルス感染症対策について
～感染拡大防止のため皆さまのご理解とご協力をお願いします～

- ・感染防止の観点から参加人数を限定し実施します。
- ・受講日当日、発熱や風邪の症状のある方は受講を控えてください。
- ・受講日当日、体温（各自で事前に検温実施）ならびに症状の有無を確認し、体調の優れない方は受講を控えてください。なお、当日会場入り口で検温を実施します。
- ・受講日当日、受付場所・講習会場は換気が十分行える場所で行います。
- ・講習会場への入退時には手指消毒をお願いします。
- ・講習会場内ではマスクを着用してください。
- ・受講者は会場内での会話を控えてください。
- ・その他、講習会場施設管理者の感染症対策に従ってください。

別添

(一社) 秋田県自動車整備振興会事務局 行き

FAX 018-863-4603

※ 6月24日(金)まで申し込みをお願いいたします。【厳守】

電子制御装置整備に係る整備主任者等資格取得講習申込書

1. 認証番号：

2. 事業場名：

3. 出席される受講者の氏名：

4. 以下の該当するものに○をして下さい。

受講の時限について

- (1) 午前の部(実習)及び午後の部(学科)を受講する。

- (2) 午後の部(学科) から受講する。

その他、何か質問等がございましたら事務局までお問い合わせください。

一般社団法人秋田県自動車整備振興会
秋田市八橋大畑2丁目12番63号
TEL: 018-823-6546
FAX: 018-863-4603

提出書類は振興会HPでダウンロードし、作成してください。

http://www. Jasp-a-kita.or.jp/

一般社団法人

秋田県自動車整備振興会 秋田県自動車整備商工組合



0



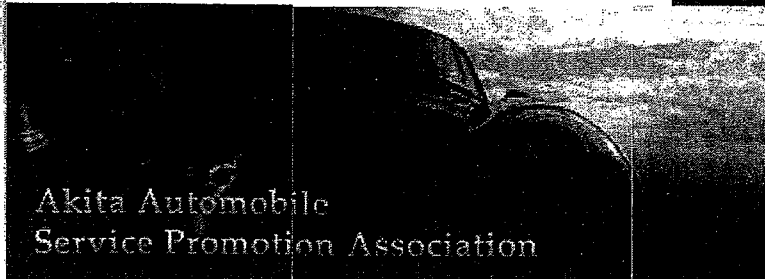
HOME



お問い合わせ



個人情報保護について



Akita Automobile Service Promotion Association

みんなと共に
がんばろう！ 東北



マイカー情報 Information

- ▶ No.232 「第21次自動車盗難防止キャンペーン」実施のお知らせ
- ▶ No.231 国交省プレスリリース「スキャンツール補助金の申請受付終了」
- ▶ No.230 令和3年度第1回自動車検査員教習修了者発表(秋田県)
- ▶ No.229 【国交省プレスリリース】スキャンツールの導入補助を開始 (AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金)
- ▶ No.228 令和3年10月1日より、12ヶ月毎の定期点検項目に「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」が追加されます！
- ▶ No.227 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ(令和3年10月1日より)
- ▶ No.226 「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」研修会開催について
- ▶ No.225 令和3年度自動車整備士技能検定試験受験者の申請受付について
- ▶ No.224 ・電子制御装置整備に係る整備主任者等資格取得講習(実習、学科及び試問)の実施についての案内書

過去の情報

トピックス Topics

■組合員の自動車整備工場は国の認可工場です。

詳細はこちら

例えば車検。どこでも同じと思いませんか？

国の認可を受けた「認証工場」と、認可を受けてない代行業者等の車検とは大きな違いがあります。

■かけ込み110番事業

特定整備事業追加申請書
第2号様式 記載例

整備主任者等資格取得講習
・受講申請書・受講票

検査予約システム

振興会・組合概要

安心できるお近くの整備工場

整備士について
自動車整備要員の人材確保・
育成について

早速実行！点検マニュアル

- ▶ 日常点検
- ▶ 車のトラブル
- ▶ 上手な車との付き合い方
- ▶ ドライバー情報

知って安心！消耗部品のあれこれ

Q&A

リンク

会員専用ページ

会員の方はこちらから → ログイン

What's new

- ・令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る点検の対象となる警告灯について
- ・令和3年第1回度検査員教習 当会模範解答
- ・令和3年4月1日施行「自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示について」
- ・「レバーレート算出ソフト」(日整連作成)の改訂版
- ・自動車検査証の有効期間の伸長について～新型コロナウイルス感染症対策～
- ・重要情報：特定整備制度に係るお知らせについて(省令・告示・通達等)
- ・タカタ製エアバッグリコールの未改修車両を車検で更新しない措置の対応手順書
- ・自動車整備業のビジョンⅡ“実践マニュアル”
- ・故障診断
- ・長期使用車両の推進点検マニュアル等

この用紙は、訂正できませんので、訂正がある際は書き直ししてください。

-電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	あきた たろう 秋田 太郎
写真を貼付け (裏に氏名記入)	○ 最近1年以上又は医療上の識別すること頭部を布等(く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel 以上とする	氏名等、丁寧に ご記入願います	「ふりがな」 必ず記入し て下さい。
		生年月日 (和暦)	昭和〇〇年 〇月 〇日
		整備士の 種類と番号	二級ガソリン自動車 東北二か 第〇〇〇〇号

受講番号	第	年	月	日
学科実施日	試問実施日	年	月	日

以降は、記載し
整備士の種類1つのみ記入
整備士番号も同様
(種類と番号で二段書きとなります。)

☆☆「受講申請書」および「受講票」(修了証)☆☆
記載時の留意点について

1. 氏名は略さずにご記入ください。
(整備士合格証書と同じ)
「高橋 or 高橋」、「齊藤 or 斎藤 or 斉藤」など注意願います
2. 整備士の種類・番号は、合格証書から転記すること。
記載した「二級の整備士合格証書(写)」を1枚添付
※整備資格取得時と、名字が変わっている方は、現在の氏名を記載
してください。(免許証の写しも添付してください。)
3. 写真の貼り忘れにご注意願います。
「受講申請書」および「受講票」(修了証)2枚とも貼付すること
4. 修正液や修正テープでの訂正は認められません。
※用紙は振興会ホームページからダウンロードできます。
[トップ画面の右上。(ワード、PDF2種類どちらも可)]

注意
事項

に
証
長

上記に留意して記入後、誤りがないことを確認
してから、当会事務局にご提出願います。

記入例 2

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書
 【学科・試問・再試問】

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) 令和4年00月00日

再提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

氏名	秋田 太郎		電話番号	018-000-0000	
住所	〒010-0000 秋田市八橋大畑二丁目12-63			生年月日(和暦)	
				昭和00. 1. 1	
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)		合格番号	
	二級ガソリン自動車		平成00年 0 月00 日		東北二か 第0000号
受講内容 該当に○	1. 学科		2. 試問		3. 再試問
受講希望 日時(和暦)	第1希望	4年7月12日 第1回	第1希望	4年7月12日 第1回	第1希望
	第2希望	年 月 日 第 回	第2希望	年 月 日 第 回	第2希望
学科受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み		実習受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み	

受講日記入!(7/12)
※1回と記入

記入不要

【注意事項】

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があつた場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

点線内は、記載しないこと

受講番号	第	号
------	---	---

証明写真欄	【証明写真について】
受講票と同じ写真を貼付すること	○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの
	○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、解像度は

写真を貼付け
(裏に氏名記入)

受付印

認証番号 40000
指定番号

所属事業場名 (株)〇〇自動車整備工場

《会場案内図》

